

# 第1回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2026年6月23日（火曜日）午後2時

（開催時刻が前回の株式移転前の富士興産株式会社と異なります。お間違えのないようご注意ください。）

## 開催場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル6階 606会議室

## 書面又はインターネット等による 議決権行使期限

2026年6月22日（月曜日）午後5時30分まで

## 議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

本総会において、お土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

富士ユナイトホールディングス株式会社

証券コード：416A



富士ユナイト  
ホールディングス

## ○目次

株主の皆様へ	1
第1回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	
企業集団の現況	21
会社の現況	36
連結計算書類	
連結貸借対照表	45
連結損益計算書	46
連結株主資本等変動計算書	47
計算書類	
貸借対照表	48
損益計算書	49
株主資本等変動計算書	50
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	51
計算書類に係る会計監査報告	53
監査等委員会の監査報告	55

## 株主総会会場ご案内図

# 株主の皆様へ

当社グループは、創業以来、石油製品の供給やリサイクルを通じて、社会と産業を支えてまいりました。

一方で、脱炭素・エネルギーtransitionおよびサーキュラーエコノミーへの移行は中長期的に不可逆な潮流であり、企業活動においては環境負荷低減と経済成長の両立が求められています。当社グループはこうした潮流を成長機会と捉え、「環境のグリーン化対応とエネルギーの安定供給を通じて社会に貢献する」という長期ビジョンのもと、リサイクル事業の拡大と環境対応エネルギーの事業化を成長戦略の柱として取り組んでおります。

2025年10月には持株会社体制へ移行し、富士ユナイテッドホールディングスとして新たなスタートを切りました。持株会社はグループ戦略やM&A、新規事業の創出に注力し、事業会社は現場力を活かした迅速な事業運営を担うことで、グループ全体の成長力と経営効率の向上を図ってまいります。

また、事業ポートフォリオを「グリーン」「エネルギー」「インフラ」の3領域へ再編し、「エネルギー」と「インフラ」で安定したキャッシュを創出しながら、成長領域である「グリーン」へ経営資源を集中することで、収益構造の転換を進めております。

2030年には領域別営業利益を現在の収益の2倍規模へ成長させ、その約6割をグリーン領域が占める構造への転換を目指しております。この収益構造の転換こそが、当社グループの企業価値向上の本質であると考えております。

グリーン領域の成長は、既存事業の拡大に加え、M&Aによって加速させてまいります。特にリサイクル分野では、業界ネットワークやPMI実績を背景に、再現性のある成長モデルを構築しております。

当社グループは、高水準の株主還元を維持しつつ成長投資を着実に実行し、「安定」と「成長」を両立することで、持続的な成長と企業価値向上を実現してまいります。

変化の激しい時代においても、社会基盤を支える責任を果たしながら、しなやかに進化し続けてまいります。引き続き、長期的なご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 兼 CEO  
川崎 靖弘



## 社名の由来

富士興産グループの「富士」を継承し、  
社会環境との調和とグループ会社間の結束を実現するという  
想いを込めて「融和・連携・協力」の意味をもつ  
**UNITED（ユナイト）**と名付けた。



## タグライン

変わる明日を、しなやかに支える

*be open to changes for tomorrow*

株主各位

証券コード 416A  
(発送日) 2026年6月5日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月1日  
東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

富士ユナイトホールディングス株式会社

代表取締役社長 川崎 靖弘

## 第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujiunited.com/ir/stock-info/meeting/>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/416A/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「富士ユナイトホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「416A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<p><b>1 日 時</b></p>	<p><b>2026年6月23日（火曜日）午後2時</b>（受付開始：午後1時） （開催時刻が前回の株式移転前の富士興産株式会社と異なります。お間違えのないようご注意ください。）</p>
<p><b>2 場 所</b></p>	<p>東京都千代田区平河町二丁目4番1号 <b>都市センターホテル6階 606会議室</b> （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</p>
<p><b>3 目的事項</b></p>	<p><b>報告事項</b> 1. 第1期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 （注）当社の第1期事業年度は2025年10月1日から2026年3月31日までですが、当連結会計年度は2025年4月1日から2026年3月31日までであります。</p> <p>2. 第1期（2025年10月1日から2026年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</p> <p><b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>
<p><b>4 議決権の行使等についてのご案内</b></p>	<p>5ページに記載の【議決権行使等についてのご案内】をご参照ください。</p>

以上

- 本株主総会の招集に際しては、従前書面で送りしていた株主総会資料（事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告・株主総会参考書類）は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供することとなりました。お手数ですが、3ページに記載のウェブサイトにアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。なお、お手元でも資料の要点をご参照いただけるよう、株主総会参考書類及び事業報告等の一部を抜粋した資料（サマリー版）をお送りしましたので、ご参照ください。また、書面交付請求された株主様には、会社法及び当社定款の定めにしたがって電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますので、サマリー版の提供はございません。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
  - ・連結計算書類の「連結注記表」
  - ・計算書類の「個別注記表」
 したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますよう、お願い申し上げます。
- 株主総会における議長報告等は、後日、当社ウェブサイトで動画を配信させていただきます。なお、事後配信の対象は、報告事項とし、質疑応答、議案の説明および採決につきましては、ご出席いただいた株主の皆さまのプライバシーに配慮し、事後配信の対象外とさせていただきます。

## 議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月22日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで



### 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月23日(火曜日)  
午後2時(受付開始:午後1時)

## 電子ギフトの贈呈について



事前にインターネットにより議決権行使のうえご応募いただいた株主の皆様の中から、議案の賛否に関わらず、抽選で200名様に電子ギフト(500円相当)を贈呈いたします。  
議決権行使後に表示される画面のご案内に同意いただくと、ギフト応募サイトへ遷移します。必要事項を記入しご応募ください。  
当選された方には総会后2週間程で当選通知が届きますので、ギフト受取サイトにてお好きなギフトをお受け取り下さい。

【本サービスに関するお問い合わせ先】  
株式会社ギフトパッド 0120-507-905 (通話無料)

受付時間：(土日祝日除く) 平日10:00~17:00

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 議決権行使書のご記入方法

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、3、4、5、6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※ 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

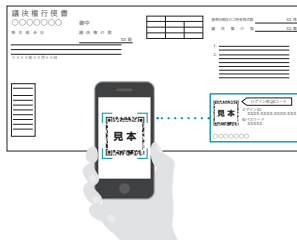
※ 書面（議決権行使書）において、各議案に賛否の記入がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

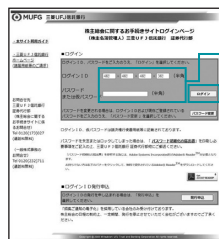


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題であるとの認識の下、中長期的な視野に立った投資により企業価値を増大させ、積極的な利益還元を行うことを基本方針としています。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株当たり31円（富士興産株式会社の中間配当31円と合わせ年間配当62円）を実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>31円</b> 総額 <b>204,585,337円</b>
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月24日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会において本議案を検討した結果、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	川崎 靖弘 <small>かわ さき やす ひろ</small>	代表取締役社長 兼 CEO	再任
2	佐藤 由理 <small>さ とう ゆ り</small>	取締役 常務執行役員 兼 CAO	再任
3	大橋 亮 <small>おお はし りょう</small>	取締役 執行役員 兼 CFO	再任
4	小野 勝 <small>お の まさる</small>	社外取締役	再任 社外 独立
5	畑野 誠司 <small>はた の せい じ</small>	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

かわさき やすひろ  
**川崎 靖弘**

再任

(1966年10月10日生)



- 所有する当社の株式数 **11,405株**
- 取締役会出席状況 **7/7回** (出席率100%)

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	日本石油(株)入社	2021年4月	同社執行役員 大阪第2支店長
2008年4月	Nippon Oil (U.S.A.) Ltd 社長	2023年6月	富士興産(株) 代表取締役社長執行役員
2019年4月	JXTGエネルギー(株) 潤滑油カンパニー 潤滑油販売部長	2025年10月	当社代表取締役社長兼CEO (現任)
2020年6月	ENEOS(株) 潤滑油カンパニー 潤滑油販売部長	2026年4月	富士興産(株) 取締役会長 (現任)

### 取締役候補者とした理由

川崎靖弘氏は、ENEOS(株)において、石油製品の販売や海外法人の経営等に携わり、2021年4月から同社の執行役員大阪第2支店長を務めました。2023年6月から富士興産(株)の代表取締役 社長執行役員を務めております。これらの経験と知見を引き続き当社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

さとう ゆり  
**佐藤 由理**

再任

(1969年12月26日生)

- 所有する当社の株式数 **3,999株**
- 取締役会出席状況 **7/7回** (出席率100%)



### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月	日本石油(株)入社	2025年 6月	同社取締役執行役員管理本部長兼人事・システム部長
2020年 4月	JXTGエネルギー(株)総務部長	2025年10月	富士興産(株)取締役常務執行役員(現任) 当社取締役常務執行役員兼CAO(現任)
2022年 4月	E N E O S(株)北海道支店長		
2024年 4月	富士興産(株)上席執行役員人事・システム部長		

### 取締役候補者とした理由

佐藤由理氏は、E N E O S(株)において、総務部長や北海道支店長を務め、2024年4月から富士興産(株)の上席執行役員 人事・システム部長を務めるなど、管理部門に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見を当社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

おおはし  
大橋

りょう  
亮

再任

(1971年2月27日生)



- 所有する当社の株式数 5,112株
- 取締役会出席状況 7/7回 (出席率100%)

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月 富士興産(株)入社  
2022年 6月 同社経理部長  
2023年 4月 同社執行役員経理部長  
2024年 4月 同社執行役員経理財務部長  
2025年10月 当社取締役執行役員兼CFO (現任)

### 取締役候補者とした理由

大橋亮氏は、富士興産(株)において30年余経理・財務業務に従事し、財務、会計に関する豊富な経験と知見を有しております。これらの経験と知見を持株会社の経営の推進に活かすことが期待できるものと判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

4

おの  
**小野**

(1958年2月26日生)

まさる  
**勝**

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式数 **4,500株**
- 取締役会出席状況 **7/7回** (出席率100%)

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	ヤマハ発動機(株)入社	2019年1月	(株)ジュビロ 代表取締役社長
2012年1月	ヤマハ発動機(株)執行役員	2023年4月	関西大学政策創造学部 客員教授
2013年10月	Yamaha Motor Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役社長	2024年6月	富士興産(株)社外取締役
2017年1月	ヤマハ発動機(株) 上席執行役員 CS本部長	2025年10月	当社社外取締役 (現任)

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小野勝氏は、ヤマハ発動機(株)において、グローバルな販売や部品調達などに従事し、海外法人の経営者としての経験を有しています。また、(株)ジュビロにおいても経営者としての経験を有しています。これらの経験や知見を当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

## 独立役員に関する事項

当社は小野勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

候補者番号

5

は た の せい じ  
**畑野 誠司**

(1959年12月17日生)

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式数 **1,500株**
- 取締役会出席状況 **7/7回** (出席率100%)

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4月	(株)三菱銀行入行	2022年 4月	同社 取締役専務執行役
2009年 5月	(株)三菱東京UFJ銀行 (現 (株)三菱UFJ銀行) 営業第一本部営業第三部長	2023年 4月	同社 専務執行役 (特命担当)
2011年 7月	コニカミノルタホールディングス(株)顧問	2024年 4月	同社 顧問
2013年 4月	コニカミノルタ(株)執行役 経営戦略部長	2024年 6月	富士興産(株)社外取締役
2014年 6月	同社 取締役常務執行役	2025年10月	当社社外取締役 (現任)

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

畑野誠司氏は現 (株)三菱UFJ銀行においてグローバルな企業ファイナンス等に従事し、コニカミノルタ(株)においてコーポレート部門全般にわたり携わるなど、多岐にわたる分野の専門性を有しております。また、経営者としての豊富な経験を有しており、当社の業務執行に対する助言や監督の役割が期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。

### 独立役員に関する事項

当社は畑野誠司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、小野勝氏及び畑野誠司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小野勝氏及び畑野誠司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8か月となります。
4. 当社は、小野勝氏及び畑野誠司氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、小野勝氏及び畑野誠司氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。各候補者が取締役役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額当社が負担しております。

## 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 田村賢文氏の辞任に伴い、その後任として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

よしの ゆきお  
**吉野 幸夫**

新任

(1959年3月5日生)



●所有する当社の株式数 9,969株

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	富士興産(株)入社	2022年 4月	同社代表取締役常務執行役員
2013年 6月	同社新規事業推進室長	2024年 4月	同社代表取締役常務執行役員販売本部長
2015年 6月	同社大阪支店長	2024年 6月	同社取締役常務執行役員販売本部長
2016年 6月	同社執行役員大阪支店長	2026年 4月	同社取締役常務執行役員（現任）
2018年 6月	同社取締役執行役員販売部長		
2021年 6月	同社代表取締役常務執行役員販売部長		

## 監査等委員である取締役候補者とした理由

吉野幸夫氏は、富士興産(株)において大阪支店長や代表取締役常務執行役員販売部長を務める等、石油製品の販売と会社経営に関する豊富な経験と知見を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。候補者が取締役就任した場合は、候補者を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額当社が負担しております。

(ご参考)

## 取締役会の構成

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏名	独立社外 取締役	性別	在任年数	企業経営	財務・ 会計	M&A	ファイナンス	法務	営業・ マーケティング	ESG	グローバル	人材戦略
<b>取締役（監査等委員以外）</b>												
川崎 靖弘		男性	8か月	○		○	○		○	○	○	○
佐藤 由理		女性	8か月	○				○	○	○		○
大橋 亮		男性	8か月	○	○	○	○					
小野 勝	○	男性	8か月	○		○	○		○		○	○
畑野 誠司	○	男性	8か月	○	○	○	○	○		○	○	○
<b>監査等委員である取締役</b>												
吉野 幸夫		男性	新任	○	○		○		○			○
佐藤 義幸	○	男性	8か月		○	○	○	○		○	○	
杉山 敦子	○	女性	8か月		○		○	○		○		

## ご参考：当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員が次の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- ①当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の出身者  
（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人（以下、「業務執行者」という。））
- ②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループの売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先）
- ③当社グループの主要な借入先またはその業務執行者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースの借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先）
- ④当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該取引先の売上高の合計額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先）
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント  
（直近3事業年度の平均で個人の場合は年間10百万円以上を得ている者。法人、団体等の場合は、当該法人、団体等の連結売上高の2%以上の額を得ている当該法人、団体等の所属者）
- ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先）
- ⑦当社の大株主（当社の議決権総数の10%以上を有する者）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ⑧当社が総議決権の10%以上の議決権を有する法人等の業務執行者
- ⑨上記①～⑧までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩過去3年間において、上記②～⑨のいずれかに該当する者

#### 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、当社定款附則第3条第1号において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額2億円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて取締役の報酬等の額につきましてお諮りするものであります。

本総会終結後の取締役の報酬額につきましては、これまでと同額の年額2億円以内といたしたいと存じます。

なお、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対する株式報酬制度について、第6号議案にて付議いたします。また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案の内容は、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「2.(2)⑥ 役員報酬等の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本議案の内容は、当該決定方針に照らしましても相当であると判断しております。なお、本議案は、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく5名（うち社外取締役2名）となります。

#### 第5号議案

### 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、当社定款附則第3条第2号において、当社設立の日から本総会終結の時まで年額3,000万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて監査等委員である取締役の報酬等の額につきましてお諮りするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、これまでと同額の年額3,000万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものといたしたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

現在の監査等委員である取締役は3名であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく3名となります。

## 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対する報酬等として、当社定款附則第3条第3号において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）の報酬とは別枠で、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を対象取締役に対して付与するための報酬を支給するものとし、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすると定められております。当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて、第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」で提案させていただく報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること（以下、「本制度」といいます。）、並びに、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額3,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることにつきましてお諮りするものであります。

本制度は、対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分等については、取締役会において決定することといたします。

本議案の内容は、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て、取締役会において決定しており、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「2.(2)⑥ 役員報酬等の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本議案の内容は、当該決定方針に照らしましても相当であると判断しております。なお、本議案は、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が承認可決されますと、同じく5名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は3名となります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

なお、本制度においては、当社の企業価値向上に資する観点から、対象取締役のほか、当社の子会社の役員及び従業員（以下「子会社役職員」といいます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を付与することがあります。

子会社役職員への譲渡制限付株式の付与は、会社法第199条に基づく取締役会決議により、自己株式の処分または募集株式の発行として実施するものとし、その費用は当該子会社が負担するものとします。

### ①譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の報酬総額（年額）の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上

記の現物出資に同意していること及び下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

## ②譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## ③譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）は、以下の内容を含むものとします。

### （ア）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

### （イ）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、上記（ア）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記（ア）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### （ウ）譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（ア）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（イ）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

### （エ）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

### （オ）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経緯又は成果

(当社グループを取り巻く環境)

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、公共投資の堅調な推移や企業収益の改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、円安の進行に伴う資材価格の高止まりや、エネルギー需給を巡る地政学リスクの高まりなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。




このような環境の下、脱炭素・エネルギーtransitionおよびサーキュラーエコノミーへの移行は中長期的に不可逆な潮流であり、企業活動においては環境負荷低減と経済成長の両立が求められております。当社グループとしては、特に、資源循環の高度化や環境対応エネルギーの供給が、今後の事業競争力を左右する重要な要素と考えております。

また、国内においてはインフラの老朽化を背景とした更新需要や国土強靱化に向けた公共投資の拡大が見込まれており、インフラ関連分野においても中長期的な安定需要が期待されております。さらに、ESG経営の浸透に伴い、非財務情報の開示や持続可能性を考慮した経営の重要性が一層高まっております。

(当期における事業の経緯と成果)

当社は、2025年10月1日に持株会社体制へと移行し、富士ユナイテッドホールディングスとして新たな経営体制を開始いたしました。持株会社体制においては、持株会社と事業会社それぞれの役割と責任を明確にすることにより、重複機能を避け、効率的なグループ経営を行ってまいります。当社はグループ経営戦略の策定及びリサイクル事業を中心とする M&A や新規事業の創出に注力し、事業会社は、事業運営に専念し、環境変化に迅速に対応してまいります。

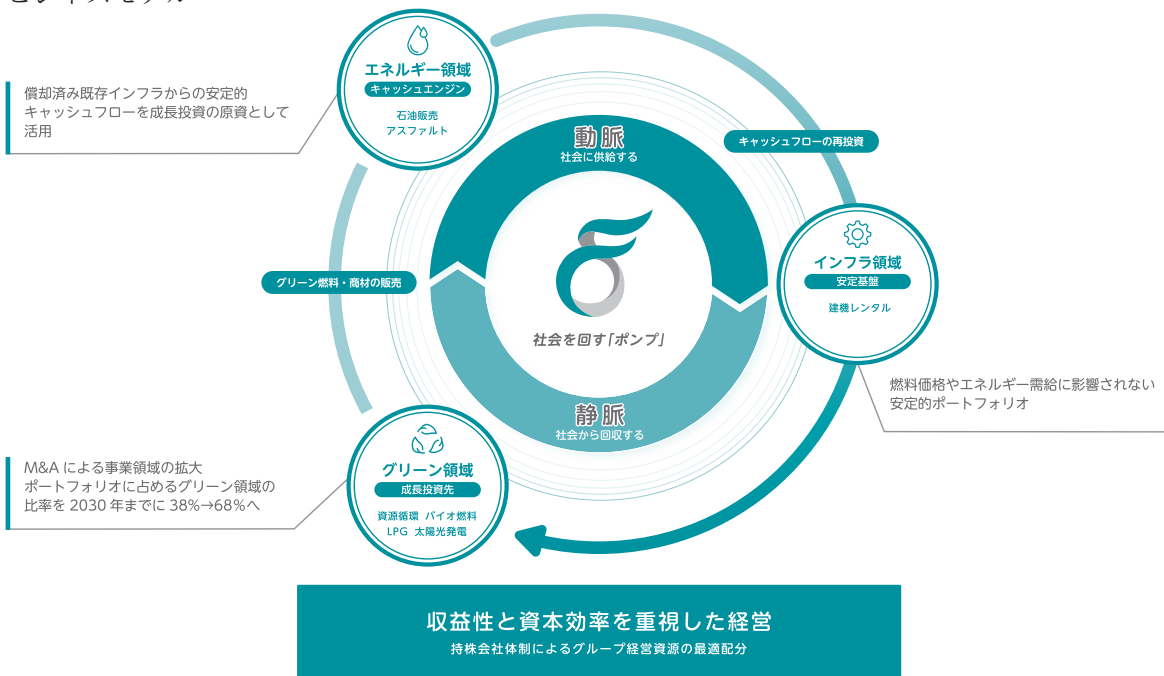
持株会社体制への移行を機に、旧来の事業会社別セグメントから、グループの事業ポートフォリオを「グリーン」「エネルギー」「インフラ」の3領域へ再編し、持続可能な成長に向けた経営資源の適正配分を行ってまいります。

事業領域	環境開発工業	富士ホームエナジー	富士興産	加島	富士レンタル
 グリーン	○ リサイクル	○ ホームエネルギー	○ 再生可能エネルギー	○ リサイクル	
 エネルギー			○ 石油	○ 石油	
 インフラ					○ レンタル

当社グループは、「環境のグリーン化対応とエネルギーの安定供給を通じて社会に貢献する」という長期ビジョンのもと、事業活動を通じた価値創造の好循環の構築を目指しております。当社のビジネスモデルは、社会にエネルギーやインフラを供給する「動脈」と、廃棄物や資源を回収・再資源化する「静脈」により構成されており、これらを統合することで、資源循環型のエネルギー・インフラ企業として独自のポジションの確立を進めております。

エネルギー領域およびインフラ領域は、既存インフラを活用した安定的なキャッシュ・フローを創出する収益基盤として機能しており、これにより創出された資本をグリーン領域へ再投資することで、成長と収益の好循環を実現してまいります。この資本循環型のビジネスモデルは、当社グループの持続的成長を支える中核であります。

## ビジネスモデル



### A. 経営資本の活用

当社グループは、財務資本、社会関係資本、自然資本、製造・インフラ資本、人的資本および知的資本の6つの経営資本を戦略的に活用し、事業活動を推進しております。

安定収益と成長投資を両立する財務基盤、リサイクル業界におけるネットワークおよび供給網、廃油・廃棄物の回収基盤、バイオ燃料製造拠点や物流設備、M&AおよびPMIを担う人材、ならびに技術・ノウハウといった各資本が相互に関連することで、競争優位性の維持および強化を図っております。

また、事業活動により創出された利益やネットワーク、技術、人材が次の投資へとつながること、価値創造の好循環を形成しております。

## B.グリーン領域の事業拡大

当期においては、グリーン領域の基盤強化に向けた取り組みを着実に推進いたしました。

2025年10月2日付で有限会社加島の全株式を取得し、子会社化いたしました。同社は、ガソリン・軽油などの燃料に加え、バイオ燃料の販売を行うとともに、産業廃棄物の再資源化や減量化等のリサイクル事業にも積極的に取り組み、地域社会に貢献してきた企業であります。これらの事業活動は、脱炭素・資源循環を軸とする当社グループの長期ビジョンと高い親和性を有しており、グリーン領域全体の事業基盤の強化およびグループ内シナジーの創出に寄与するものと考えております。

また、2025年11月には、兵庫県姫路市にバイオ燃料製造拠点を新設し、生産および供給体制の強化を図りました。姫路製造所は、以下4点において、バイオ燃料製造設備としては、日本初の技術を導入しております。当社グループは本製造所を中心に全国の陸上および海上におけるバイオ燃料の供給体制構築を着実に推進してまいります。

ア.バイオ原料の混和比率を1～99%まで可変的に調整し、出荷可能な高性能ブレンダー  
イ.製品タンクを介さずに直接出荷可能な技術

ウ.大型、中型、小型ローリーおよびISOコンテナ等のあらゆる荷姿に対応可能な出入荷設備  
エ.AI搭載カメラを活用した保全管理システム

## C.エネルギー領域およびインフラ領域

エネルギー領域においては、安定供給体制の維持と採算性を重視した販売方針を徹底することで、市況変動の影響を受けにくい収益構造の確立に努めてまいりました。当期においては、供給責任を果たしつつ、市況変動に応じた適正販売を行った結果、当該領域は引き続きグループ全体の収益基盤として貢献することができました。

また、インフラ領域においては、底堅く推移する公共工事需要に加え、民間工事案件の着実な獲得を背景に、安定した収益を確保いたしました。国土強靱化やインフラ更新需要に支えられた公共投資と、民間設備投資の双方を取り込むことで、事業環境の変化に左右されにくい収益構造を維持しております。

これらの領域により創出された安定収益は、グリーン領域への成長投資を下支えする重要な役割を果たしています。

#### D.当期の業績

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、エネルギー領域における製品価格上昇等により前期比67億1千万円（9.8%）増加の750億円となりました。損益面では、売上総利益は、前期比10億4千万円（20.9%）増加の60億5千万円となりました。営業利益につきましては、人件費の増加や物価上昇による経費増に加え、M&Aに係る取得関連費用及びのれん償却額の発生により、販売費及び一般管理費が増加したものの、各領域における収益力の向上および事業基盤の拡大がこれらのコスト増を吸収し、前期を大きく上回る結果となりました。この結果、営業利益は前期比3億8千万円（48.1%）増加の11億8千万円となり、経常利益は、前期比3億6千万円（44.3%）増加の11億8千万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期から微増（1.2%）し、7億2千万円となりました。

(注) 当社の第1期事業年度は2025年10月1日から2026年3月31日までになりますが、当連結会計年度は富士興産(株)の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので2025年4月1日から2026年3月31日までとなります。また、株式移転の他、2025年10月2日に(有)加島を完全子会社化しており、連結の範囲に変更がありますが、参考として富士興産(株)の2025年3月期の連結業績との比較を前期比として記載しております。

#### (株主還元方針)

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題であるとの認識のもと、中長期的な視野に立った投資により企業価値を増大させ、積極的な利益還元を行うことを基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、1株当たり31円（富士興産(株)の中間配当31円と合わせ年間配当62円）を実施いたしたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## ② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資の総額は1,195百万円であり、主な投資の内容は次のとおりであります。

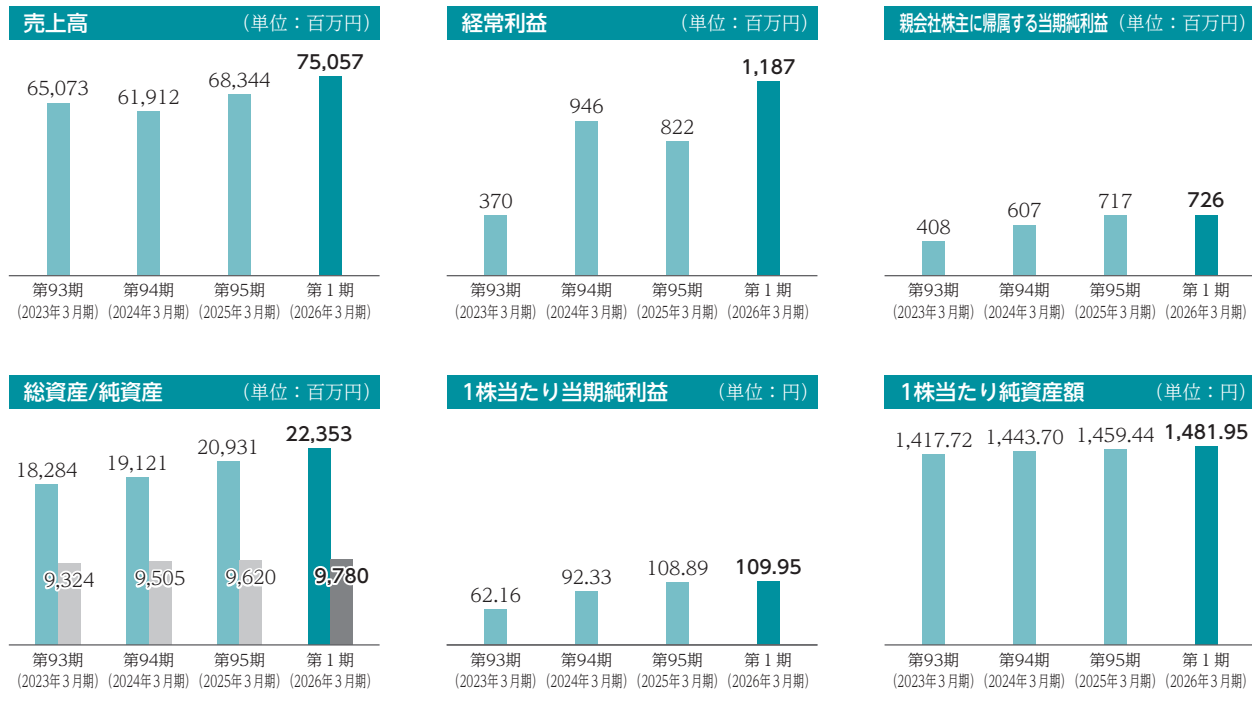
成長投資分野であるグリーン領域において、バイオ燃料設備である姫路製造所の建設のため528百万円を投資いたしました。

また、インフラ領域のレンタル事業において、安定した収益確保に向けたラインナップ維持のため、レンタル機械の更新に439百万円を投資いたしました。

## ③ 資金調達の状況

当社グループは、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、総額20億円のコミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



区 分	第93期 (2023年3月期)	第94期 (2024年3月期)	第95期 (2025年3月期)	第1期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	65,073	61,912	68,344	75,057
経常利益 (百万円)	370	946	822	1,187
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	408	607	717	726
1株当たり当期純利益 (円)	62.16	92.33	108.89	109.95
総資産 (百万円)	18,284	19,121	20,931	22,353
純資産 (百万円)	9,324	9,505	9,620	9,780
1株当たり純資産額 (円)	1,417.72	1,443.70	1,459.44	1,481.95

(注) 当社は設立第1期であるため、参考として、第93期から第95期までの富士興産(株)の連結会計年度における数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
環 境 開 発 工 業 (株)	48	100	産業廃棄物の収集運搬・中間処理 並びに再生重油の製造販売
富 士 ホ ー ム エ ナ ジ ー (株)	30	100	L P G ・ 灯 油 等 の 家 庭 用 燃 料 小 口 販 売
富 士 興 産 (株)	1,000	100	石油製品販売
(有) 加 島	3	100	石油製品販売
富 士 レ ン タ ル (株)	50	100	建設機械等のレンタル

- (注) 1. 単独株式移転の方法により、2025年10月1日付で、富士興産(株)は当社の完全子会社となりました。  
2. 2025年10月2日付で、(有)加島の全株式を取得したことにより、同社を当社の完全子会社といたしました。  
3. 富士興産(株)が当社に現物配当を行うことにより、2026年1月1日付で環境開発工業(株)、富士ホームエナジー(株)及び富士レンタル(株)は当社直接保有の完全子会社となりました。

### (4) 対処すべき課題

今後の経営環境は、資源価格や金利、人件費の上昇等により不確実性が高く、引き続き慎重な対応が求められます。

次期の見通しにつきましては、引き続き増益の可能性はあるものの、中東情勢の不透明性を踏まえ、市場変動リスクや在庫評価の影響を保守的に見込んでおります。加えて、設備老朽化対応や人件費上昇によるコスト増も織り込み、営業利益は10億円を計画しております。

一方、脱炭素および資源循環への対応は企業の持続的成長に不可欠であり、環境対応と経済性の両立を図る取り組みの重要性が益々高まっております。

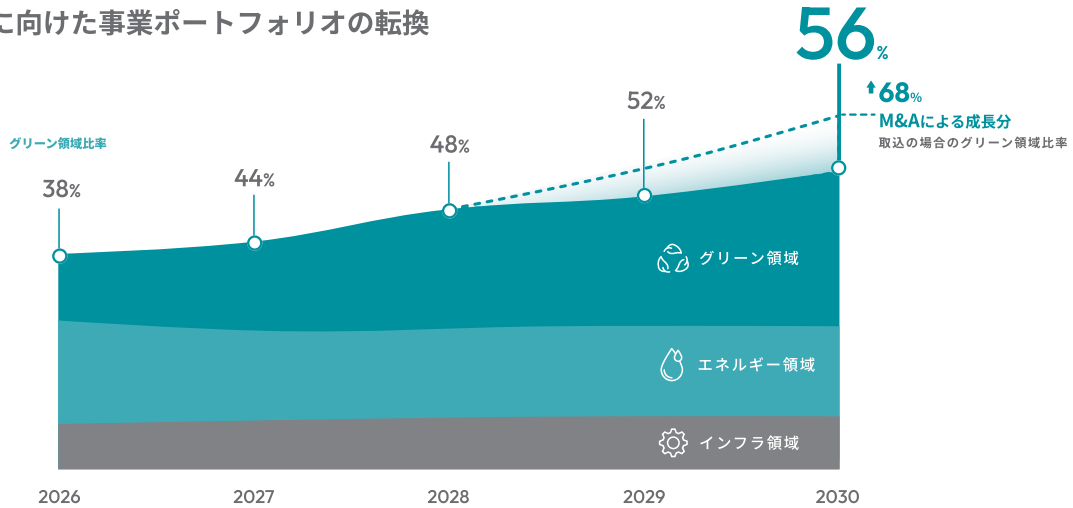
当社グループは、これらの課題に対応するため、中期経営計画（2026年度から2028年度まで）を策定し、事業ポートフォリオの最適化および経営基盤の強化を通じて、持続的な成長とグループ価値の向上に取り組んでまいります。


## ① 中期経営計画の概要

エネルギー領域、インフラ領域は、社会を支えるインフラサービスとして、既存の供給インフラを通じた安定供給により、安定的にキャッシュを生み出していきます。生み出されたキャッシュは、株主への還元と戦略投資のバランスを取りながら、再投資に向かいます。グリーン領域を成長ドライブと位置づけ、リサイクル事業を中心としたM&Aを含めて、グループの持続可能な成長に向けた戦略投資を積極的に行っていきます。M&Aに関しては、これまでの実績および業界ネットワークを背景に、継続的な案件パイプラインを確保しており、PMIの実績とあわせて再現性のある成長モデルを構築しております。今後もリサイクル事業を中心に積極的な投資を継続し、非連続的な成長の取り込みを通じてグリーン領域の拡大を加速してまいります。結果として、当社グループの領域別営業利益のグリーン領域比率を現在の40%弱から、2030年度までに、60%超へ引き上げることを目指してまいります。

また、当社グループとして、事業を通じた社会課題の解決による、持続可能な成長の実現に向け、人材投資、戦略投資、オペレーションの効率化に向けたシステム投資を積極的に行ってまいります。

## 2030年に向けた事業ポートフォリオの転換



領域別の重点戦略		
<p><b>グリーン領域</b></p> <p>環境対応エネルギーへの移行期における バイオ燃料需要の取り込み</p> <p>リサイクル事業を中心としたM&amp;Aによる ネットワークの構築</p> 	<p><b>エネルギー領域</b></p> <p>既存インフラの有効活用による収益改善</p> 	<p><b>インフラ領域</b></p> <p>公共工事・インフラ整備需要における レンタル需要の取り込み</p> 

## ② 長期ビジョン

「環境のグリーン化対応とエネルギーの供給を通じて社会に貢献するグループであり続ける」ことを長期ビジョンに掲げ、グループタグラインである「変わる明日を、しなやかに支える」にあるとおり、組織として、個人として、環境変化に柔軟に対応しながら、社会の基盤を支えるインフラサービスの提供を継続していきます。

グループ経営基盤強化と各事業戦略の推進により、環境対応型事業のリーディングカンパニーを目指し長期ビジョンの達成に向け、取り組んでまいります。

## ③ 成長戦略

当社グループの成長戦略は次の3つです。

### A.リサイクル事業の拡大

- ・ M&Aの実行によるネットワークの構築
- ・ 当社グループが保有する技術と知見によるバリューアップ
- ・ 新たなリサイクル資源のビジネス化

### B.環境対応エネルギーの事業化

- ・ バイオ燃料製造5万KL／年体制
- ・ 2次基地整備による全国供給体制
- ・ 再生重油の供給体制構築によるグループシナジー創出

### C.持株会社体制による効率的なグループ経営

- ・ グリーン領域への積極投資
- ・ 収益性重視の事業運営、投下資本効率の向上
- ・ 次世代マネジメントの育成

## ④ 経営戦略と人事戦略の連動

グループ横断の人材交流や人事異動による人材リソースの最適化と最大化により、グループの持続的成長に向け、全体最適の視点で、変革を主体的に推進できる人材の育成に取り組んでいきます。

当社グループが求める人材像は、「当事者意識」「変革意識」「プロ意識」を備えた人材です。多様な人材が価値観を相互に尊重し、自由に意見を言い合え、個々人が力を発揮できる組織文化を醸成してまいります。

⑤ 目標とする経営指標

A.ROE 2028年度 8%超

B.営業利益(M&A関連の営業損益を除く)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
<b>領域別営業利益</b>	<b>15.3億円</b>	<b>15.0億円</b>	<b>15.8億円</b>	<b>18.0億円</b>
：グリーン領域	4.5億円	5.2億円	6.8億円	8.5億円
：エネルギー領域	7.4億円	6.6億円	5.7億円	6.1億円
：インフラ領域	3.4億円	3.2億円	3.3億円	3.4億円
共通経費/のれん	△3.5億円	△5.0億円	△5.0億円	△5.0億円
グループ営業利益計	11.8億円	10.0億円	10.8億円	13.0億円

⑥ 非財務目標

	2028年度目標
有休取得率	70.0%
男性育児休業取得率	100%
教育関連費/年	1,800万円
研修受講者数/年	1,000人
女性管理職者比率	15.0%
女性従業員比率	20.0%

## ⑦ 株主還元方針

当社は、グループ価値の中長期的な最大化を重要課題と認識し、成長投資と株主還元の両立を基本方針としております。

本方針に基づき、配当性向60%を視野に入れつつ、事業活動から創出されるキャッシュ・フローおよび財務健全性を踏まえ、安定的かつ継続的な配当を実施してまいります。2026年度におきましては、1株当たり年間62円の配当を予定しております。

当社グループは、変化の激しい事業環境においても、社会基盤を支える責任を果たしながら、しなやかに進化し続けてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

企業集団の主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
グリーン領域	
リサイクル事業	産業廃棄物の収集・運搬・処理並びに再生重油の製造販売
ホームエネルギー事業	LPG・灯油等の家庭用燃料小口販売
再生可能エネルギー事業	バイオ燃料の製造販売、再生重油の販売、メガソーラー発電
エネルギー領域	
石油事業	石油製品等の仕入販売
インフラ領域	
レンタル事業	建設機械等のレンタル

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区
----	---------

② 主要な子会社の事業所

環境開発工業(株) 本社	北海道北広島市
富士ホームエナジー(株) 本社	北海道札幌市
富士興産(株) 本社	東京都千代田区
(有)加島 本社	京都府京都市
富士レンタル(株) 本社	北海道札幌市

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
リサイクル事業	62	—
ホームエネルギー事業	46	—
再生可能エネルギー事業	7	—
石油事業	112	—
レンタル事業	51	—
全社 (共通)	6	—
合計	284	39

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。  
2. 事業セグメントを変更したため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	—	44.3歳	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であります。  
2. 当社は設立第1期であるため、前事業年度末との比較は記載しておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,000百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,620,259株 (うち自己株式20,732株)
- ③ 株主数 10,051名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
E N E O S ホールディングス株式会社	1,005	15.24
重 田 光 時	704	10.67
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	172	2.62
株式会社スノーボールキャピタル	159	2.41
横 田 石 油 株 式 会 社	102	1.55
株 式 会 社 ア ミ ッ ク ス	101	1.53
株 式 会 社 長 尾 製 缶 所	99	1.51
有 限 会 社 福 田 商 事	60	0.91
久 保 田 貴 幸	47	0.72
堀 井 隆	40	0.61

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数 (千株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	11 (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	- (-)	- (-)
合 計	11	3

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2会社の現況(2)会社役員の状態⑤当事業年度に係る取締役の報酬等の総額」に記載しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長兼CEO	川 崎 靖 弘	富士興産(株)代表取締役 社長執行役員
取 締 役 常務執行役員兼CAO	佐 藤 由 理	富士興産(株)取締役 常務執行役員
取 締 役 執行役員兼CFO	大 橋 亮	
取 締 役	小 野 勝	
取 締 役	畑 野 誠 司	
取 締 役 (常勤監査等委員)	田 村 賢 文	富士興産(株)監査役
取 締 役 (監査等委員)	佐 藤 義 幸	TMI 総合法律事務所パートナー (株)エンゼルグループ社外取締役監査等委員
取 締 役 (監査等委員)	杉 山 敦 子	公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役 (株)ユシロ社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役小野勝氏及び畑野誠司氏、取締役(監査等委員)佐藤義幸氏及び杉山敦子氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために田村賢文氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役小野勝氏及び畑野誠司氏、取締役(監査等委員)佐藤義幸氏及び杉山敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全役員、他企業派遣役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の保険期間中に提起された損害賠償請求に起因する損害を填補することとしております。

## ⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	36 (6)	22 (6)	－ (－)	13 (－)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (6)	12 (6)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	48 (12)	34 (12)	－ (－)	13 (－)	8 (4)

- (注) 1. 当社の設立日である2025年10月1日から2026年3月31日までの支給実績であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員を除く。）については、2025年10月1日に制定した定款附則第3条第1号において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定款制定時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。取締役（監査等委員）については、2025年10月1日に制定した定款附則第3条第2号において、年額3,000万円以内と決議いただいております。なお、当該定款制定時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。
4. 2025年10月1日に制定した定款附則第3条第3号において、上記3.の取締役（監査等委員を除く。）の報酬とは別枠で、当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定款制定時点の対象取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名であります。
5. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

## ⑥ 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2025年10月1日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に係る方針（以下「当該方針」という）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の末日における、当社の取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針の内容は次のとおりです。

## 《取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針》

### ア. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、取締役の個人別の報酬の決定に際しては、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、役位、職責、同規模の他の上場会社の水準及び会社業績等に応じた金額水準の内規を踏まえた適正な水準とする。

具体的には、取締役の報酬は、基本報酬（金銭報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）及び役員賞与（業績連動報酬）により構成し、取締役のうち社外取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬（金銭報酬）のみの構成とする。

### イ. 取締役の基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、基本方針に従って決定する。

### ウ. 業績連動報酬の内容及び額又はその算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、企業価値の持続的な向上を目指す中で、単年度目標達成のためのインセンティブ付与を目的として、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結営業利益又は当社個別営業利益の目標値に対する達成率に応じて0.5～2.0の範囲内で設定される業績連動指数を乗じた額を役員賞与として、毎年一定の時期に支給する。なお、業績目標の算定に当たっては、営業活動の実態を表す指標として適切であることを理由に、営業利益を採用する。

	業績指標	2025年度目標	2025年度実績	2026年度目標
グループ会社の取締役を兼務している取締役	連結営業利益	800百万円	1,184百万円	1,000百万円

### エ. 非金銭報酬等の内容及び額又はその算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に、一定の譲渡制限期間等の定めのある譲渡制限付株式を基本方針に従って付与する。なお、譲渡制限付株式報酬の総額は、株主総会で決定された報酬総額の限度内で、年額3,000万円以内とし、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される株式の総数は年30,000株以内とする。

オ. 取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

(1) 社外取締役を除く取締役の報酬総額に占める基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の割合は、おおよそ8：2とする。

(2) 業績連動報酬は、業績指標の目標値を達成した場合に限り、その達成率に応じて、基本報酬（金銭報酬）と譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）の合計額のおおよそ10%から40%となるよう設計する。

カ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 川崎靖弘がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び役員賞与の額の決定とする。

取締役会が代表取締役社長 川崎靖弘に上記権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長 川崎靖弘が最も適していると判断したためである。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、基本報酬、譲渡制限付株式報酬及び役員賞与の額について、基本方針に定める内規に従って原案を作成のうえ、委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に諮問し答申を得るものとする。上記委任を受けた代表取締役社長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、当該内規の内容にしたがって決定をしなければならないこととする。

## ⑦ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）佐藤義幸氏は、TMI 総合法律事務所パートナー、(株)エンゼルグループの社外取締役監査等委員を兼任しております。これらの兼職先と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長、ウエルシアホールディングス(株)の社外監査役、(株)ユシロの社外取締役監査等委員を兼任しております。これらの兼職先と当社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（7回開催）		監査等委員会（6回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 小野 勝	7/7	100%		
取締役 畑野 誠司	7/7	100%	—	—
取締役 （監査等委員） 佐藤 義幸	7/7	100%	6/6	100%
取締役 （監査等委員） 杉山 敦子	7/7	100%	6/6	100%

（注）当社の設立日である2025年10月1日から2026年3月31日までの出席状況であります。

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・取締役小野勝氏は、グローバル企業を含む経営者としての経験や大学客員教授として培われた高度な知見を有しており、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で当社の企業価値向上に資する助言、提案等の発言を行っております。
- ・取締役畑野誠司氏は、金融機関や経営者としての豊富な経験を有しており、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で当社の企業価値向上に資する助言、提案等の発言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）佐藤義幸氏は、弁護士の資格を有しており、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で業務執行の監督等の取締役（監査等委員）としての発言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で業務執行の監督等の取締役（監査等委員）としての発言を行っております。

c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役小野勝氏は、グローバル企業を含む経営者としての経験や大学客員教授として培われた高度な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
- ・取締役畑野誠司氏は、金融機関における経験および経営者としての豊富な経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
- ・取締役（監査等委員）佐藤義幸氏は、弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において役員の指名及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、持株会社体制への移行に係るコンサルティング業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について審議を行ったうえ、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘案し、当社の会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 1 期 2026年3月31日現在
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,842</b>
現金及び預金	5,073
受取手形	369
売掛金	7,404
商品及び製品	582
その他	435
貸倒引当金	△22
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,476</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,743</b>
建物及び構築物	1,855
機械装置及び運搬具	1,372
土地	1,371
建設仮勘定	91
その他	1,052
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>2,250</b>
のれん	553
顧客関連資産	1,170
その他	526
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>482</b>
投資有価証券	107
繰延税金資産	178
その他	197
貸倒引当金	△1
<b>繰 延 資 産</b>	<b>34</b>
創立費	34
<b>資 産 合 計</b>	<b>22,353</b>

科 目	第 1 期 2026年3月31日現在
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>8,302</b>
支払手形及び買掛金	6,586
短期借入金	30
1年内返済予定の長期借入金	113
未払金	505
未払法人税等	344
賞与引当金	184
役員賞与引当金	41
その他	496
<b>固 定 負 債</b>	<b>4,271</b>
社債	50
長期借入金	2,299
役員退職慰労引当金	23
修繕引当金	63
退職給付に係る負債	434
預り保証金	967
繰延税金負債	393
その他	39
<b>負 債 合 計</b>	<b>12,573</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>9,750</b>
資本金	5,500
利益剰余金	4,278
自己株式	△28
その他の包括利益累計額	30
その他有価証券評価差額金	30
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,780</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>22,353</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 1 期	
	2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで	
売上高		75,057
売上原価		69,000
<b>売上総利益</b>		<b>6,057</b>
販売費及び一般管理費		4,872
<b>営業利益</b>		<b>1,184</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	11	
固定資産賃貸料	49	
業務受託料	81	
軽油引取税交付金	15	
その他	22	179
営業外費用		
支払利息	35	
固定資産賃貸費用	41	
業務受託費用	80	
その他	18	176
<b>経常利益</b>		<b>1,187</b>
特別利益		
固定資産売却益	74	
その他	20	94
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	0	
事業撤退損	6	
その他	4	13
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>1,268</b>
法人税、住民税及び事業税	540	
法人税等調整額	1	542
<b>当期純利益</b>		<b>726</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>726</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで) (単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,527	63	5,730	△1,724	9,597
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△586		△586
親会社株主に帰属する当期純利益			726		726
株式移転による変動	△27	44		△17	－
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の消却		△1,698		1,698	－
譲渡制限付株式報酬		△1		15	13
その他資本剰余金の負の残高の振替		1,592	△1,592		－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	△27	△63	△1,452	1,696	152
当連結会計年度末残高	5,500	－	4,278	△28	9,750

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	23	23	9,620
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△586
親会社株主に帰属する当期純利益			726
株式移転による変動			－
自己株式の取得			△0
自己株式の消却			－
譲渡制限付株式報酬			13
その他資本剰余金の負の残高の振替			－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	6	6	6
当連結会計年度変動額合計	6	6	159
当連結会計年度末残高	30	30	9,780

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 1 期 2026年3月31日現在
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>406</b>
現金及び預金	180
前払費用	7
短期貸付金	160
未収入金	50
未収消費税等	7
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,244</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>0</b>
工具、器具及び備品	0
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>8,244</b>
関係会社株式	7,959
長期貸付金	280
長期前払費用	4
<b>繰 延 資 産</b>	<b>34</b>
創立費	34
<b>資 産 合 計</b>	<b>8,686</b>

科 目	第 1 期 2026年3月31日現在
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>1,659</b>
未払金	1,423
役員賞与引当金	33
未払法人税等	0
預り金	202
<b>負 債 合 計</b>	<b>1,659</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>7,026</b>
資本金	5,500
資本剰余金	1,140
その他資本剰余金	1,140
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>414</b>
その他利益剰余金	414
繰越利益剰余金	414
<b>自 己 株 式</b>	<b>△28</b>
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,026</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>8,686</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 1 期	
	2025年10月1日から 2026年3月31日まで	
営業収益		
グループ経営料	29	
グループ業務受託料	11	40
<b>売上総利益</b>		<b>40</b>
販売費及び一般管理費		168
<b>営業損失</b>		<b>127</b>
営業外収益		
受取利息	2	
貸付金利息	1	
雑収入	1	5
営業外費用		
支払利息	0	
創立費償却	3	3
<b>経常損失</b>		<b>125</b>
特別利益		
債権譲受益	520	520
<b>税引前当期純利益</b>		<b>394</b>
法人税等	△20	△20
<b>当期純利益</b>		<b>414</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年10月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		株主資本 合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額								
株式移転 による変動	5,500	1,142	1,142			△43	6,598	
当期純利益				414	414		414	
自己株式の取得						△0	△0	
譲渡制限付 株式報酬		△1	△1			15	13	
当期変動額合計	5,500	1,140	1,140	414	414	△28	7,026	
当期末残高	5,500	1,140	1,140	414	414	△28	7,026	

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

富士ユナイトホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	米山英樹
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	中島悠史
業務執行社員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ユナイトホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ユナイトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

富士ユナイトホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米山 英樹  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中島 悠史  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ユナイトホールディングス株式会社の2025年10月1日から2026年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年10月1日から2026年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

富士ユナイトホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 田 村 賢 文 ㊞

監 査 等 委 員 佐 藤 義 幸 ㊞

監 査 等 委 員 杉 山 敦 子 ㊞

(注) 監査等委員佐藤義幸及び杉山敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

都市センターホテル6階 606会議室

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 電話 03-3265-8211 (代表)

## 交通

- ◆地下鉄 麴町駅 (有楽町線) 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- ◆地下鉄 永田町駅 (有楽町線・半蔵門線) 4番・5番出口より徒歩約4分
- ◆地下鉄 永田町駅 (南北線) 9b出口より徒歩約3分
- ◆地下鉄 赤坂見附駅 (丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分
- ◆J R 四ツ谷駅麴町口より徒歩約14分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。